

第7章 受益者負担金(分担金)、使用料等

1 受益者負担金(分担金)制度の状況(下水道)①

(令和5年度末現在)

事業名	市町村名	受益者負担金対象事業費の 考え方	負担割合 (%)	負担金額	負担 区数	負担区 設定基準	分担金 徴収年限
公 共 下 水 道	長野市 (東部、上流、下流)	末端管渠整備費の一定の比率	* 25	290円/㎡			5
	長野市 (豊野)	末端管渠整備費の一定の比率	* 25	500円/㎡			5
	長野市 (豊野ニツ石)	総事業費の一定割合		452, 020円/戸	1		5
	松本市	末端管渠整備費の一定の比率	* 20	130～490円/㎡	12	認可区域	5
	松本市 (波田)	末端管渠整備費の一定の比率	* 50	20万円/戸+340円/㎡	1	認可区域	5
	上田市	認可区域事業費の一定比率	* 10	91～560円/㎡		認可区域	5
	上田市 (丸子)	末端管渠整備費相当額	*	810円/㎡			5
	岡谷市	末端管渠整備費の一定の比率	* 10	235～265円/㎡	2	排水区域	5
	飯田市 (飯田処理区三中・山本 含む)	末端管渠整備費相当額	*	520円/㎡			5
	飯田市 (川路処理区)	末端管渠整備費相当額	*	36万円/戸			5
	諏訪市	末端管渠整備費の一定の比率	* 10	230円/㎡			5
	須坂市	末端管渠整備費相当額	*	500円/㎡			5
	小諸市	末端管渠整備費の一定の比率	* 50	550～610円/㎡	3	認可区域	5
	伊那市	末端管渠整備費の一定の比率	* 25	600円/㎡	3	認可区域	5
	伊那市 (高遠)	末端管渠整備費の一定の比率	* 25	55万円/戸	1	認可区域	1
	駒ヶ根市	その他	*	960円/㎡			5
	中野市	その他	*	450～600円/㎡	7	認可区域	5
	大町市	末端管渠整備費の一定の比率	*	552～575円/㎡	2	認可区域	5
	飯山市 (飯山)	総事業費の一定比率	5	26万円/戸			5
	飯山市 (木島)	総事業費の一定比率	5	29万円/戸			5
	茅野市	総事業費の一定比率	* 5	250円/㎡			5
	塩尻市	総事業費の一定比率	* 25	420～750円/㎡	2	認可区域	5
	千曲市	末端管渠整備費相当額	*	700円/㎡		排水区域	5
	東御市	末端管渠整備費相当額	*	600円/㎡			1
	安曇野市 (明科)	総事業費の一定比率	* 6	35万円/戸		認可区域	5
	安曇野市 (豊科)	末端管渠整備費の一定の比率	* 33	27. 6万円+140円/㎡		認可区域	5
	安曇野市 (穂高)	末端管渠整備費相当額	* 33	42万円/戸+270円/㎡	2	認可区域	5
	安曇野市 (三郷)	末端管渠整備費相当額	* 33	40万円/戸+190円/㎡		認可区域	5
	安曇野市 (堀金)	末端管渠整備費の一定の比率	* 33	46万円/戸+180円/㎡		認可区域	5
	佐久市	その他	*	400～500円/㎡		認可区域	5
	佐久環境 衛生組合	その他	*	750円/㎡			5
	軽井沢町	末端管渠整備費相当額	*	600円/㎡	2	認可区域	3
	御代田町	末端管渠整備費の一定の比率	* 42. 2	650円/㎡		処理区	5
	下諏訪町	総事業費の一定比率	* 20	310円/㎡		認可区域内の 供用開始地区	5
	富士見町	末端管渠の整備費の一定比率	* 5	600円/㎡			5
	辰野町	末端管渠整備費相当額	*	600～950円/㎡	3	認可区域	5
	箕輪町	末端管渠整備費相当額	*	55万円/戸		認可区域	2
	飯島町	総事業費の一定比率	* 10	68. 8万円/戸		認可区域内の 供用開始地区	7
	南箕輪村	その他	*	42. 7万円/戸			1
	中川村	総事業費の一定比率	* 6. 8	70万円/戸			1
	宮田村	総事業費の一定比率	*	30万円/戸			1

※佐久環境衛生組合はR5.4.1より南佐久環境衛生組合から改称

受益者負担金(分担金)制度の状況(下水道)②

(令和5年度末現在)

事業名	市町村名	受益者負担金対象事業費の 考え方	負担割合 (%)	負担金額	負担 区数	負担区 設定基準	分担金 徴収年限
公 共 下 水 道	松川町	総事業費の一定比率	* 6.5	50万円／戸			5
	高森町	総事業費の一定比率	* 5	40万円／戸＋120～500円／㎡	1	認可区域	5
	木曽町 (木曽福島)	末端管渠整備費相当額	*	23.5万円／戸			5
	上松町	末端管渠整備費の一定の比率	*	23.5万円／戸			5
	池田町	その他	*	50万円／戸		認可区域	1
	白馬村	末端管渠整備費相当額	*	900円／㎡			5
	坂城町	総事業費の一定比率	* 20	19.3万円／戸＋350円／㎡		排水区域	5
	小布施町	総事業費の一定比率	* 20	15万円／戸＋250円／㎡			5
	野沢温泉村	総事業費の一定比率	* 20	350円／㎡		認可区域	7
	信濃町 (柏原処理区)	総事業費の一定比率	* 5	35万円／戸			5
	信濃町 (野尻処理区)	総事業費の一定比率	* 5	600円／㎡			5
特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道	長野市 (飯綱)	末端管渠整備費の一定の比率	* 25	180円／㎡			5
	長野市 (下流)	末端管渠整備費の一定の比率	* 25	290円／㎡			5
	長野市 (戸隠)	総事業費の一定比率	*	44万円／戸			5
	長野市 (鬼無里)	その他	*	40万円／戸			5
	長野市 (信州新町・中条)	その他	*	50万円／戸			5
	松本市	末端管渠整備費の一定の比率	* 20	460～490円／㎡	3	認可区域	5
	松本市 (四賀)	その他	*	37万円／戸			1
	松本市 (安曇)	その他		5万円～500万円／戸			1
	松本市 (梓川)	その他	*	42万円／戸＋270円／㎡			5
	上田市	認可区域事業費の一定比率	* 10	470円～560円／㎡	3	認可区域	5
	上田市 (真田)	総事業費の一定比率	*	40万円／戸	2		5
	上田市 (丸子)	末端管渠整備費相当額	*	280～810円／㎡			5
	飯田市 (竜丘)	末端管渠整備費相当額	*	35万円／戸			5
	飯田市 (和田)	総事業費の一定比率	* 5	28万円／戸			5
	須坂市	末端管渠整備費相当額	*	500円／㎡			5
	小諸市	末端管渠整備費の一定の比率	* 50	610円／㎡	1		5
	伊那市 (小出島)	末端管渠整備費の一定の比率	* 25	18.5万円／戸＋420円／㎡	1	認可区域	5
	伊那市 (大萱)	末端管渠整備費の一定の比率	* 25	16.2万円／戸＋450円／㎡	1	認可区域	5
	伊那市 (殿島)	末端管渠整備費の一定の比率	* 25	16.9万円／戸＋470円／㎡	1	認可区域	5
	伊那市 (長藤)	末端管渠整備費の一定の比率	* 25	55万円／戸	1	認可区域	1
	中野市 (牧ノ入分担区)	総事業費の一定比率	* 12	57.2万円／戸＋1,400円／㎡ ^(建物面積)		認可区域	5
	中野市 (高丘分担区)	総事業費の一定比率	* 12	50万円／戸＋100円／㎡		認可区域	5
	中野市 (竹原分担区)	総事業費の一定比率	* 12	600円／㎡		認可区域	5
	中野市 (上今井分担区)	その他	*	70万円／戸		認可区域	5
	中野市 (草間処理区)	総事業費の一定比率	* 12	530,410円		事業計画区域	5
	中野市 (日野処理区)	総事業費の一定比率	* 12	716,120円		事業計画区域	1
	大町市	その他	*	562～575円／㎡	2	処理区	5
	飯山市 (戸狩)	総事業費の一定比率	5	22万9千円／戸～			5
	飯山市 (斑尾)	総事業費の一定比率	5	20万円／戸～			5

受益者負担金(分担金)制度の状況(下水道)③

(令和5年度末現在)

事業名	市町村名	受益者負担金対象事業費の 考え方	負担割合 (%)	負担金額	負担 区数	負担区 設定基準	分担金 徴収年限
特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道	茅野市	総事業費の一定比率	* 5	250円/㎡			5
	塩尻市	総事業費の一定比率	* 25	750～790円/㎡	2	処理区	5
	塩尻市 (槽川)	その他	*	20万円/戸			3
	佐久市 (望月)	総事業費の一定比率	5. 5	60万円/戸		認可区域	5
	佐久市 (浅科)	総事業費の一定比率	* 6. 8	40万円/戸		認可区域	5
	東御市	総事業費の一定比率	* 6. 75	60万円/戸			一括
	川西保健衛生 施設組合	総事業費の一定比率	5. 3	60万円/戸			1
	川上村	総事業費の一定比率	6	34. 2万円/戸		認可区域	1
	南牧村	総事業費の一定比率	9	1200～1500円/㎡			1
	御代田町	末端管渠整備費の一定の比率	* 42. 2	650円/㎡			5
	立科町	総事業費の一定比率	7. 3	60万円/戸	3		1
	長和町	総事業費の一定比率	* 1	35万円/戸			3
	青木村	総事業費の一定比率	* 7	43万円/戸		認可区域	1
	原村	総事業費の一定比率	* 20	330円/㎡		認可区域	5
	辰野町	末端管渠整備費相当額	*	1, 050～1, 600円/㎡	2	処理区	5
	箕輪町	末端管渠整備費相当額	*	55万円/戸		認可区域	2
	阿智村	末端管渠整備費相当額	*	40万円/戸			1
	天龍村	総事業費の一定比率	* 5	30万円/戸			3
	喬木村	総事業費の一定比率	* 5	45万円/戸			1
	豊丘村	末端管渠整備費相当額		45万円/公共ます			1
	木曽町 (木曽福島)	末端管渠整備費相当額	*	23. 5万円/戸			5
	木曽町 (日義)	末端管渠整備費相当額	*	23. 5万円/戸			5
	南木曽町	総事業費の一定比率	* 5	40万円/戸			5
	木祖村	総事業費の一定比率	* 5	25万円/戸			3
	大桑村	総事業費の一定比率	* 5	農排方式			1
	麻績村	総事業費の一定比率	* 25	40万円/公共ます		認可区域	3
	山形村	総事業費の一定比率	* 5	35万円/戸	1		1
	朝日村	総事業費の一定比率	* 0. 1	35万円/戸			1
	松川村	その他	*	35万円/戸+120/㎡			7
	小谷村	総事業費の一定比率	* 5. 5	(基本58. 5万円+加算平均35. 6万円)/戸			5
	高山村	その他	*	23万円/戸+170円/㎡			5
	山ノ内町	その他	*	55万円/戸		処理区域外	一括
	木島平村	総事業費の一定比率	*	30万円/戸			1
	信濃町	末端管渠整備費相当額	*	35万円/戸			1
	小川村	総事業費の一定の比率	* 5	40万円/戸			1
	飯綱町	総事業費の一定比率	* 5	40万円/戸			1

(注) 1 *は条例に単位負担金額を明記しているもの。

2 農排方式とは、毎年その年度の対象額を算定しその対象地区等に割り振って徴収するものである。

3 負担区数及び負担区設定基準に記載のある市町村(組合)については、排水区域が広いために区域全体の事業が終了するまでに相当の期間がかかる、または地形等土地の状況によって建設費が異なるため、排水区域を2以上の負担区に分割し、各負担区ごとに負担金額を算定している。
(なお、記載のない市町村(組合)は排水区域内一律の負担金額である。)

4 白樺湖下水道組合は条例はないが、上記記載の負担金相当金額で徴収している。野沢温泉村は土地の評価による。

1 受益者負担金(分担金)制度の状況(農集排)①

(令和5年度末現在)

事業名	市町村名	受益者負担金対象事業費の 考え方	負担割合 (%)	負担金額	負担 区数	負担区 設定基準	分担金 徴収年限
農 業 集 落 排 水	長野市	総事業費の一定割合	7. 5	239,100円～778,640円	21		5
	松本市 (安曇)	総事業費の一定比率		15万円／戸		処理区域内	一括
	上田市	総事業費の一定比率	* 10	1口当たり400,000円から678,000円	23	処理区毎	1
	飯田市 (立石地区)	総事業費の一定比率	* 5	35万円／戸		処理区域内	一括
	飯田市 (知久平地区)	総事業費の一定比率	* 5	40万円／戸		処理区域内	一括
	飯田市 (柏原地区)	総事業費の一定比率	* 5	46万円／戸		処理区域内	一括
	飯田市 (下殿岡地区)	総事業費の一定比率	* 5	45万円／戸		処理区域内	一括
	飯田市 (下虎岩地区)	総事業費の一定比率	* 5	49万円／戸		処理区域内	一括
	飯田市 (船渡地区)	総事業費の一定比率	* 5	38万円／戸		処理区域内	一括
	飯田市 (上久堅中央地区)	総事業費の一定比率	* 5	46万円／戸		処理区域内	一括
	飯田市 (更生太田地区)	総事業費の一定比率	* 5	34万円／戸		処理区域内	一括
	飯田市 (米川野池芋平地区)	総事業費の一定比率	* 5	32万円／戸		処理区域内	一括
	小諸市	総事業費	20%	耳取・市地区840,000円／戸 平原地区740,000円／戸 宮 沢・大杭地区950,000円／戸 八満地区880,000円／戸	4	認可区域	一括(4地区)
	伊那市	総事業費の一定比率	6. 75	30～55万円(税抜き)	16	認可区域	1
	駒ヶ根市	総事業費の一定比率		中前地区65万円／口、南前地区62万円／口、北前北地区58万円／口 北前南地区58万円／口、赤穂南部地区75万円／口 竜東南部地区105万円／口、竜東北部地区105万円／口、竜東中部地区105万円／口	8	事業計画区域	一括
	中野市 (延徳処理区)	総事業費の一定比率	* 12	739,440円		事業計画区域	1
	中野市 (長丘処理区)	総事業費の一定比率	* 12	579,830円		事業計画区域	1
	中野市 (平岡処理区)	総事業費の一定比率	* 12	499,730円		事業計画区域	1
	中野市 (科野処理区)	総事業費の一定比率	* 12	547,650円		事業計画区域	1
	中野市 (大俣処理区)	総事業費の一定比率	* 12	754,950円		事業計画区域	1
	中野市 (倭処理区)	総事業費の一定比率	* 12	626,470円		事業計画区域	1
	中野市 (豊田処理区)	総事業費の一定比率	* 12	700,000円		事業計画区域	1
	中野市 (毛野川処理区)	総事業費の一定比率	* 12	700,000円		事業計画区域	1
	中野市 (永江処理区)	総事業費の一定比率	* 12	700,000円		事業計画区域	1
	大町市 (杜南部)	その他	条例による	分担金 402,200円			1
	大町市 (八坂)	その他	条例による	分担金 402,200円			1
	飯山市 (羽広山)	総事業費の一定比率	* 5	40.8万円／戸			1
	飯山市 (北端)	総事業費の一定比率	* 5	70.6万円／戸			1
	飯山市 (瑞穂)	総事業費の一定比率	* 5	48.4万円／戸			1
	飯山市 (照岡)	総事業費の一定比率	* 5	57.6万円／戸			1
	塩尻市	その他	*	20～55万円／戸	5		
	佐久市	総事業費の一定比率	6. 75	30～60万円／戸	1		5
	千曲市	総事業費の一定比率	* 10	39～45万円／戸	3	処理区	1
	東御市	総事業費の戸数割		60万円／戸	7	処理区	一括
	安曇野市 (明科)	総事業費の一定比率	* 6	35万円／戸	4	認可区域	5年

受益者負担金(分担金)制度の状況(農集排)②

(令和5年度末現在)

事業名	市町村名	受益者負担金対象事業費の 考え方	負担割合 (%)	負担金額	負担 区数	負担区 設定基準	分担金 徴収年限
農 業 集 落 排 水	川上村	総事業費の一定比率	6	44.4～56.3万円／戸		認可区域	1
	南牧村	総事業費の一定比率	0.09	1㎡当たり1,200円～1,500円			1
	佐久穂町	総事業費の一定比率	*10	60万円／戸			1
	軽井沢町	末端管渠整備費相当額	*	39万円／戸	2	認可区域	3
	御代田町	事業費の一定比率	*0.07	43万円／戸			1
	立科町	総事業費の一定比率	*	60万円／戸	4	処理区	1
	富士見町	加入金(一口当り)	100	一般住宅(550,000円)、その他(860,000円)	4		なし
	辰野町	末端管渠整備費相当額÷加入計画戸数		63～122万円／戸	3	処理区	一括
	箕輪町	末端管渠整備費相当額	*	55万円／戸	4	処理区	2
	飯島町	総事業費の一定比率	*10	68.8万円／戸		認可区域内の 供用開始地区	7
	中川村	総事業費の一定比率	*6.8	70万円／戸			1
	宮田村	総事業費の一定比率	*	30万円／戸			1
	松川町	総事業費の一定比率	*6.5	50万円／戸			5
	高森町	総事業費の一定比率	*5	451,000円／戸～501,000円／戸 処理区により異なる 浄化槽換算で25人槽まで			3
	阿南町	末端管渠整備費÷加入計画戸数		23～36万円／戸	6	処理区	一括
	阿智村	末端管渠整備費相当額	*	40万円／戸			1
	平谷村	総事業費の一定比率	5%	38万円／戸		処理区域	1
	根羽村	総事業費の一定比率	5%	39万円／戸			2
	売木村	総事業費の一定比率	*	37万円／戸		排水区域	1
	喬木村	総事業費の一定比率	*5	45万円／戸			1
	豊丘村	末端管渠整備費相当額		45万円／公共ます			1
	南木曽町	総事業費の一定比率	*5	40万円／戸			5
	木祖村	総事業費の一定比率	*5	25万円／戸			3
	王滝村						
	大桑村	総事業費の一定比率	*5	農排方式			1
	木曽町	末端管渠整備費相当額	*	23.5万円／戸			5
	麻績村	総事業費の一定比率	*25	38万円／公共ます		認可区域	3
	生坂村	その他	条例による	40万円／戸	3	処理区域	1
	筑北村	その他	*	35万円／戸			1
	白馬村	総事業費の一定比率	*	44.5万円／戸			1
	小谷村	総事業費の一定比率	6.75	南中地区 420,000円 千国地区 482,000円 土倉地区 972,000円 下里瀬地区 500,000円 (一般家庭)		処理区域内	一括
	小布施町	その他	*	15万円／戸＋250円／㎡			5
	高山村	その他	*	15万円／戸			1
	山ノ内町	その他	*	55万円／戸			一括
	木島平村	総事業費の一定比率		30万円／戸			1
	野沢温泉村	総事業費の一定比率	6.75	38,800円～470,000万円／戸	4	処理区	1
	信濃町	末端管渠整備費相当額	*	35万円／戸			5
	飯綱町	総事業費の一定比率	7	40万円／戸			1
	栄村	末端管渠整備費相当額		30万円／戸			1

2 使用料体系(下水道)

(令和5年度末現在)

使用料制度 採用市町村	使用料の徴収	20m3/月 の徴収額	使用料制度 採用市町村	使用料の徴収	20m3/月 の徴収額	使用料制度 採用市町村	使用料の徴収	20m3/月 の徴収額
長野市	2ヶ月に1回	3,213	佐久環境衛生組合	*2 1ヶ月に1回 2ヶ月に1回	4,020	南木曾町	1ヶ月に1回	4,242
松本市	2ヶ月に1回	3,140 ^{*4}	川上村	2ヶ月に1回	4,510	木祖村	1ヶ月に1回	3,000
松本市 (四賀)	2ヶ月に1回	4,920 ^{*4}	南牧村	2ヶ月に1回	5,170	大桑村	1ヶ月に1回	3,800
松本市 (安曇)	2ヶ月に1回	10,050 ^{*4}	軽井沢町	2ヶ月に1回	2,600	木曽町	1ヶ月に1回	3,960
松本市 (梓川)	2ヶ月に1回	3,960 ^{*4}	御代田町	2ヶ月に1回	4,400	麻績村	1ヶ月に1回	4,180
松本市 (波田)	2ヶ月に1回	3,830 ^{*4}	立科町	2ヶ月に1回	4,290	山形村	1ヶ月に1回	3,960
上田市	2ヶ月に1回	3,827	青木村	2ヶ月に1回	3,770	朝日村	1ヶ月に1回	3,990
岡谷市	2ヶ月に1回	3,278	長和町	2ヶ月に1回	3,740	池田町	1ヶ月に1回	4,450
飯田市	2ヶ月に1回	3,797 ^{*4}	下諏訪町	2ヶ月に1回	2,720	松川村	2ヶ月に1回	3,190
諏訪市	2ヶ月に1回	2,873 ^{*4}	富士見町	2ヶ月に1回	4,070	白馬村	1ヶ月に1回	3,740
須坂市	2ヶ月に1回	3640 ^{*4}	原村	2ヶ月に1回	3,545	小谷村	1ヶ月に1回	3,900
小諸市	2ヶ月に1回	3,400	辰野町 (辰野・羽北処理区)	1ヶ月に1回	3,941	坂城町	2ヶ月に1回	2,800
伊那市	2ヶ月に1回	3,600	辰野町 (小野処理区)	1ヶ月に1回	3,894	小布施町	2ヶ月に1回	2,996
駒ヶ根市 (公共下水道)	2ヶ月に1回	4,180	箕輪町	2ヶ月に1回	3,580	高山村	2ヶ月に1回	3,024
中野市	2ヶ月に1回	3,575	飯島町	2ヶ月に1回	*3 5,300	山ノ内町	2ヶ月に1回	3,335
大町市	2ヶ月に1回	3,100	南箕輪村	2ヶ月に1回	4708 ^{*4}	木島平村	1ヶ月に1回	3,700
飯山市 (飯山・木島・戸狩処理区)	2ヶ月に1回	3,610	中川村	1ヶ月に1回	*3 5,830	野沢温泉村	6月から3月までの10ヶ月で 1ヶ月に1回	3,980
飯山市 (斑尾処理区)	2ヶ月に1回	3,620	宮田村	2ヶ月に1回	3,700	信濃町	1ヶ月に1回	3,240
茅野市	*1 1ヶ月に1回 2ヶ月に1回	2,835	松川町	1ヶ月に1回	2,620	小川村	2ヶ月に1回 3ヶ月に1回	3,700
塩尻市	1ヶ月に1回	3,980	高森町	1ヶ月に1回	3,813	飯綱町	2ヶ月に1回	3,700
佐久市	2ヶ月に1回	4,100	阿智村	2ヶ月に1回	2,980			
千曲市	2ヶ月に1回	3,245	天龍村	2ヶ月に1回	3,300			
東御市	1ヶ月に1回	3,050	喬木村	1ヶ月に1回	3,500			
安曇野市	2ヶ月に1回	3,960	豊丘村	2ヶ月に1回	3,641			
川西保健衛生施設 組合	2ヶ月に1回	4,290	上松町	1ヶ月に1回	3,245			

(注) この表は一般家庭に対するもの(ただし、下水道処理区域内に一般家庭の存在しない松本市安曇を除く。)であり、事業所等に対しては内容が異なる場合がある。

*1 月1,000m3を超えないものについては、2ヶ月に1回徴収
*2 構成市町(佐久市、佐久穂町、小海町)の上水道使用料にあわせて、1ヶ月に1回若しくは2ヶ月に1回徴収
*3 使用料体系が人頭割、世帯人数による料金、若しくは戸別割を組み合わせているため、4人家庭の場合の使用料
*4 税込金額

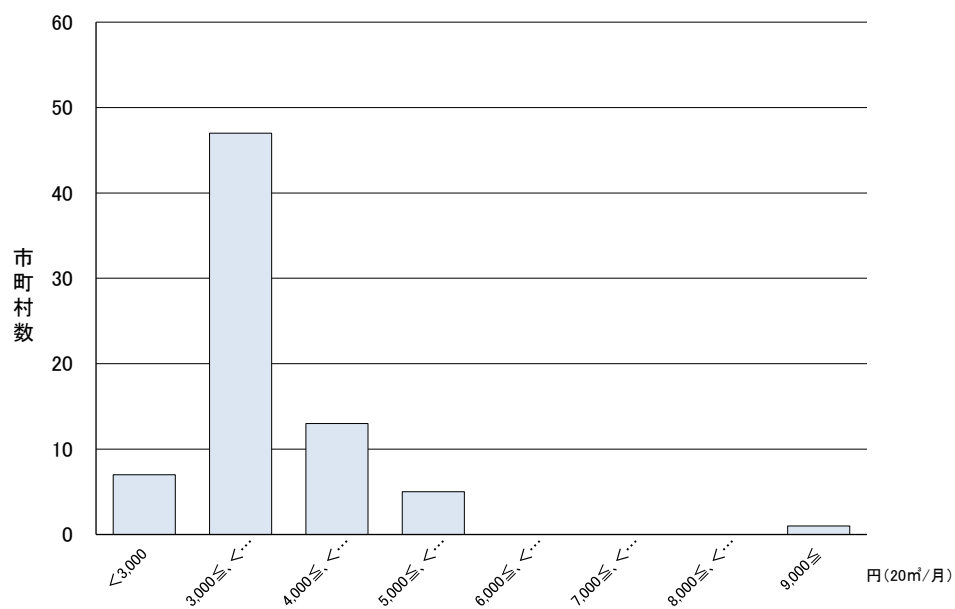
2 使用料体系(農業集落排水)

(令和5年度末現在)

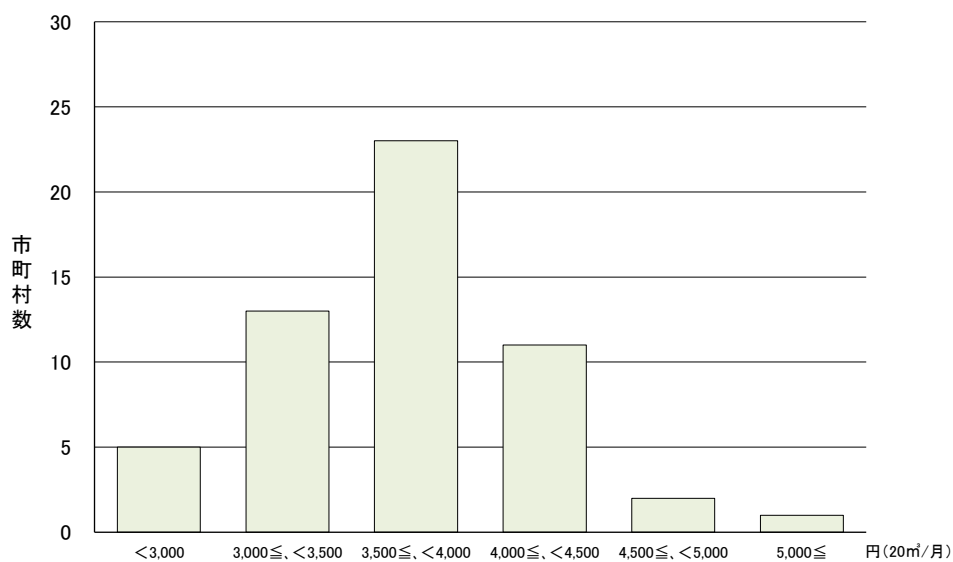
使用料制度 採用市町村	使用料の徴収	20m3/月 の徴収額	使用料制度 採用市町村	使用料の徴収	20m3/月 の徴収額	使用料制度 採用市町村	使用料の徴収	20m3/月 の徴収額
長野市	2ヶ月に1回	3,213	佐久穂町	2ヶ月に1回	4,020	生坂村	1ヶ月に1回	人数割
松本市 (赤木)	-	-	軽井沢町	2ヶ月に1回	2,600	筑北村	1ヶ月に1回	3,375
松本市 (安曇)	2ヶ月に1回	3,850*	御代田町	2ヶ月に1回	4,400	白馬村	1ヶ月に1回	4,400
上田市	2ヶ月に1回	3,827	立科町	2ヶ月に1回	4,290	小谷村	1ヶ月に1回	3,900
飯田市	2ヶ月に1回	3,797*	富士見町	2ヶ月に1回	4,070	小布施町	2ヶ月に1回	2,912
須坂市	2ヶ月に1回	3,640*	辰野町	1ヶ月に1回	3,941	高山村	2ヶ月に1回	3,024
小諸市 (八満地区)	2ヶ月に1回	2,720	箕輪町	2ヶ月に1回	3,580	山ノ内町	2ヶ月に1回	3,335
小諸市 (耳取・市地区)	2ヶ月に1回	3,400	飯島町	2ヶ月に1回	人数割	木島平村	1ヶ月に1回	3,700
小諸市 (平原地区)	2ヶ月に1回	3,400	中川村	1ヶ月に1回	人数割	野沢温泉村	6月から3月ま での10ヶ月で 1ヶ月に1回	3,980
小諸市 (宮沢・大杭地区)	2ヶ月に1回	3,060	宮田村	2ヶ月に1回	3,700	信濃町	1ヶ月に1回	3,240
伊那市	2ヶ月に1回	3,600	松川町	1ヶ月に1回	2,620	飯綱町	2ヶ月に1回	3,700
駒ヶ根市	1ヶ月に1回	定額	高森町	1ヶ月に1回	3,813	栄村	1ヶ月に1回	定額
中野市	2ヶ月に1回	3,575	阿南町	1ヶ月に1回	4,160			
大町市	2ヶ月に1回	3,100	阿智村	2ヶ月に1回	2,980			
飯山市 (木島・常盤・瑞穂)	2ヶ月に1回	3,630	平谷村	3ヶ月に1回	3,800			
飯山市 (北瑞)	2ヶ月に1回	3,810	根羽村	1ヶ月に1回	人数割			
飯山市 (羽広山・照岡)	2ヶ月に1回	4,770	売木村	2ヶ月に1回	4,220*			
塩尻市	1ヶ月に1回	3,980	喬木村	1ヶ月に1回	3,500			
佐久市	2ヶ月に1回	4,100	豊丘村	2ヶ月に1回	3,641			
千曲市	2ヶ月に1回	3,245	南木曾町	1ヶ月に1回	4,242			
東御市	1ヶ月に1回	3,050	木祖村	1ヶ月に1回	3,000			
安曇野市	2ヶ月に1回	3,960	王滝村	1ヶ月に1回	3,360			
小海町	2ヶ月に1回	4,422	大桑村	1ヶ月に1回	3,800			
川上村	2ヶ月に1回	4,510	木曾町	1ヶ月に1回	3,960			
南牧村	2ヶ月に1回	5,170	麻績村	1ヶ月に1回	4,180			

* 税込金額

使用料(下水道)分布



使用料(農業集落排水)分布



3 浄化槽設置整備事業の実施状況

(令和5年度末現在)

浄化槽の設置等を行う者に対し、設置等に要する費用を市町村が助成する事業に対し、国庫補助を行う事業

市町村数	令和5年度事業実施市町村
59	長野市、松本市、上田市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、茅野市、佐久市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曽町、大桑村、木曽町、生坂村、松川村、白馬村、小谷村、坂城町、高山村、山ノ内町、信濃町、小川村、飯綱町

4 公共浄化槽等整備推進事業の実施状況

(令和5年度末現在)

市町村が設置主体となって浄化槽の面的整備を行う事業に対し、国庫補助を行う事業

市町村数	令和5年度事業実施市町村	市町村数	令和4年度以前に事業を実施した市町村
6	長野市、伊那市、木祖村、南木曽町、筑北村、栄村	6	松本市、安曇野市、泰阜村、木曽町、生坂村、信濃町

5 既設単独処理浄化槽、くみ取り便槽の撤去等に関する補助の状況

(令和5年度末現在)

市町村数	補助を行っている市町村
10	飯田市、伊那市、中野市、大町市、東御市、軽井沢町、宮田村、泰阜村、大桑村、木島平村

6 浄化槽に関する維持管理組織

(令和4年度末現在)

市町村名	組織名	構成員	活動内容
飯田市	飯田市浄化槽設置管理組合	・正組員 浄化槽設置者 ・協賛組員 組合の目的に賛同し、組合の事業を賛助しようとする者 ・事務局 市職員	○飯伊浄化槽組合の活動への参加・協力 定期総会、研修会、水質検査等 ○浄化槽巡回点検 市内浄化槽の点検・採水 ○維持管理に関するアンケート調査
東御市	東御市浄化槽管理協会	東御市内に浄化槽を設置している者および協力業者	維持管理にかかる費用の一部を補助、啓発事業等
立科町	立科浄化槽維持管理協議会	・役員 水道、浄化槽関係事業者 ・会員 浄化槽設置者	○浄化槽設置者への啓発 浄化槽の適正な維持管理を目的として、浄化槽の点検を実施。 ○「蓼科の水を考える会」への助成 水環境の保全活動を行っている本会へ活動費の助成を実施。
辰野町	辰野町浄化槽維持管理組合	・住民 ・市町村 ・保守点検業者	浄化槽の維持管理に関する適正な保守点検及び清掃の推進。 浄化槽の維持管理に関する調査、研究会及び講習会の開催。
箕輪町	箕輪町浄化槽維持管理組合	浄化槽設置者 維持管理業者 清掃業者	・総会 ・役員会 ・町内浄化槽一斉点検 ・浄化槽講習会 ・広報啓発活動 ・研修視察事業
豊丘村	豊丘村排水処理管理組合	村内浄化槽設置者及び設置予定者	・浄化槽の維持管理に関する活動 ・浄化槽の正しい仕様の啓発
14市町村	飯伊浄化槽組合	長野県、飯伊14市町村、浄化槽管理者、指定検査機関、浄化槽工事業者、保守点検業者、清掃業者	浄化槽現地研修会開催、各部門ごと及び合同での専門部会開催、理事会及び総会の開催
高山村	高山村浄化槽衛生管理組合	・運営組織：高山村浄化槽衛生管理組合 ・組合役員：浄化槽設置者 ・浄化槽清掃業者	(1)浄化槽の適切な施工、維持管理及び清掃の推進(2)浄化槽の維持管理に関する調査及び研修会の実施(3)その他目的達成のための必要な事項
佐久市	佐久市浄化槽協会	・浄化槽設置者 ・浄化槽施工業者 ・維持管理業者 ・清掃業者 ・市	・浄化槽の維持管理 ・浄化槽の清掃業務 ・法定検査の推進 ・研修会の開催 ・総代会、役員会、管理者部会、施工部会、維持管理部会、清掃部会等の開催
上田市	上田市浄化槽管理組合	・浄化槽設置者(上田・丸子地域) ・保守点検業者 ・市町村	・浄化槽の代行管理業務 ・浄化槽の維持管理に関する調査、研究及び講習会の実施 ・維持管理料金の適正化 ・その他目的を達成するために必要な事業
6市町村	諏訪浄化槽衛生管理組合	浄化槽設置者、保守点検業者、清掃業者、浄化槽工事業者、岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、長野県	○浄化槽の正しい知識の普及啓発 会報の発行、浄化槽設置者研修会、優良施設等の視察研修会等を実施 ○浄化槽の適正な施工、維持管理の推進 浄化槽一斉点検、法定検査手数料の補助等を実施
伊那市	伊那市浄化槽維持管理組合	・組員 市内浄化槽設置者 ・協力組員 保守点検、清掃業務を行う者で組合長の承認を受け	・保守点検業者と連携した、浄化槽の適正な維持管理に関する活動 ・浄化槽の維持管理に関する講習会等
駒ヶ根市	駒ヶ根市浄化槽維持管理組合	・浄化槽設置者 ・維持管理業者 ・清掃業者 ・施工業者	○保守点検及び清掃の完全実施の推進 ○維持管理に係る調査、研究、相互点検
木曽6町村	木曽浄化槽衛生管理組合	・木曽広域連合 ・保守点検業者 ・組員 ・県職員	・正組員が設置又は保有する浄化槽の保守点検業務 ・浄化槽の維持管理に関する調査及び研修会等の開催 ・薬剤の斡旋
16市町村	松本広域浄化槽管理組合	正組員 ①浄化槽を設置、管理する者 ②組合功労者及び学識経験者 専門組員 浄化槽工事業、清掃業、薬品機具業者 協力組員 浄化槽に密接な関係があり、組合の目的に協力する者 役員 正副組合長、理事、監事 職員 事務局長、代行管理職員、書記	(1)浄化槽の普及啓蒙及び維持管理に関する調査研究、講習等の実施 (2)浄化槽の代行管理の実施 (3)清掃の立会管理 (4)浄化槽に関する資材等のあっせん (5)その他、目的を達成するために必要な事業
大町市	大町市浄化槽管理組合	・正組員 浄化槽設置者 ・準組員 組合の趣旨に賛同する者 ・事務局 市職員・直接雇用職員	・総会 ・理事会 ・浄化槽講習会 ・広報啓発活動 ・研修視察事業 ・合併浄化槽保守点検補助事業
飯綱町	飯綱浄化槽維持管理協議会	・正組員-浄化槽設置者 ・専門会員-点検管理業者 ・協力会員-協議会の趣旨に賛同し、その活動に協力する者	○浄化槽の維持管理(清掃・保守点検)の実施の推進 ○浄化槽の維持管理に関する調査及び研究会・講習会の開催等 ○一般家庭用の小型合併浄化槽の設置推進事業に協力 ○その他目的達成のため必要な事項。
中野市、山ノ内町	中高浄化槽管理組合	・正組員 浄化槽設置者 ・賛助会員 組合の目的に協賛し、理事会で認めた者	浄化槽の適切な管理に万全を期すため、浄化槽だよりの発行並びに浄化槽パトロール等を実施する。

7 浄化槽の休止に関する取扱の状況

(令和3年度末現在)

市町村名	浄化槽の休止に関する取扱いを定めている市町村
35	松本市、上田市、飯田市、須坂市、大町市、佐久市、南牧村、富士見町、箕輪町、飯島町、高森町、阿智村、豊丘村、南木曽町、大桑村、生坂村、高山村、飯綱町、川上村、小諸市、千曲市、泰阜村、松川町、伊那市、長野市、諏訪市、茅野市、塩尻市、下條村、木曽町、山形村、朝日村、筑北村、山ノ内町、栄村

8 維持管理費用に対する補助を行っている市町村

(令和5年度末現在)

市町村名	補助内容						補助内容	
	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	修繕費、薬剤	その他	補助金額 (上限金額、補助率、計算式等)	備考(人槽別に設定、実費支給等)
長野市								
松本市		○					清掃に係る費用の2分の1 (上限20,000円)	対象額を上限として実費支給
上田市								
岡谷市								
飯田市		○					清掃費用の1/2 上限1万5千円	間接補助(清掃業者は補助金額を差し引いた上で浄化槽管理者へ清掃費用を請求し、清掃業者は実績に基づき補助金額を飯田市へ請求)
諏訪市								
須坂市								
小諸市	○	○	○				保守点検13,000円、清掃10,000円、11条検査5,000円	対象金額を上限として実費支給
伊那市			○				一律5,000円	実費支給
駒ヶ根市								
中野市								
大町市	○						1基あたり年2万円以内	
飯山市								
茅野市								
塩尻市	○	○					維持管理委託料:上限1万円 清掃費:上限5千円	
佐久市								
千曲市								
東御市								
安曇野市								
小海町								
川上村								
南牧村		○					上限15000円	
南相木村	○	○					保守点検料・清掃費の1/2 (上限 保守10,000 清掃25,000)	
北相木村	○						保守点検4回で1万円の補助	
佐久穂町								
軽井沢町								
御代田町								
立科町								
青木村	○	○	○			ブローア 交換補助	保守点検(上限15,000円) 清掃費用(実費の1/3以内) 法定検査(5,000円/年1回) ブローア交換(交換費用1/2以内)	
長和町			○				2,000円	
下諏訪町								
富士見町								
原村								
辰野町								
箕輪町	○	○	○				一律、5,000円	
飯島町							10,000円/1基	
南箕輪村								
中川村					○		①浄化槽のブロー(送風機)の修繕又は取替→補助率2分の1以内、交付限度額20,000円 ②浄化槽本体の修繕→補助率3分の2以内、交付限度額150,000円	配管や舗装は、浄化槽本体と見なさない。
宮田村								
松川町	○	○	○		○		維持管理経費補助金:20,000円 法定検査費用:全額負担 修繕補助金:補助率2/1 上限20,000円	
高森町		○			○		清掃補助 上限10,000円 修繕補助 上限20,000円	
阿南町			○				5,000円/基	
阿智村								
平谷村								
根羽村	○	○	○	○	○		人槽区分別に定める浄化槽の維持管理費から、農集排使用料相当額を減じた額	
下條村	○	○	○				対象費用、人槽で異なる	人槽別
売木村			○				無し	実費支給
天龍村			○				5000	浄化槽1基あたり5,000円
泰阜村			○				5000円(一律)	

8 維持管理費用に対する補助を行っている市町村

(令和5年度末現在)

市町村名	補助内容						補助内容	
	保守 点検 費用	清掃 費用	法定 検査 費用	電 気 代	修繕 費、薬 剤	その他	補助金額 (上限金額、補助率、計算式等)	備考(人槽別に設定、実費支給等)
喬木村					○		費用の3分の2以内(付帯設備修繕・本体修繕)	修繕種別ごと限度額設定
豊丘村	○	○	○		○		清掃費用:1,000円/㎡、法定検査費用:全額補助、ブロー更新:2/3補助上限30,000円、浄化槽本体修繕:2/3補助上限150,000円、その他の修繕:2/3補助上限30,000円、保守点検:1回1,925円(4回7,700円上限)の補助	
大鹿村	○	○	○	○			上限25,000円	
上松町	○						15,560円/件/年	浄化槽衛生管理組合に直接支払
南木曽町								
木祖村								
王滝村								
大桑村	○						10人槽以下 17,050円/基 31～50人槽 39,600円/基	村内浄化槽の保守点検を村で一括発注し、左記金額を業者に支払う。
木曽町							1基17000円	
麻績村								
生坂村								
山形村								
朝日村								
筑北村								
池田町								
松川村								
白馬村								
小谷村								
坂城町								
小布施町								
高山村								
山ノ内町	○	○	○	○	○		下水道使用料算定費用から補助対象費用を引いた分	
木島平村								
野沢温泉村								
信濃町							一律 10,000円	
小川村							1基につき30,000円/年1回	
飯綱町								
栄村								